

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 令和6年度光市一般会計補正予算(第3号)〔所管分〕

説 明：吉永ひかり学園推進課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお伺いさせていただきたいんですけれども。

今、説明がありましたスクールバスの運行委託事業の債務負担行為についてなんですけれども、今、御説明いただきました8,490万円、もう少し積算根拠を詳細に教えていただければと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

このたびの債務負担行為、8,490万円の積算根拠でございます。

まず、このたび導入いたしますスクールバスにつきましては、委託方法として、先ほど申しました車両を含めた運行業務をバス事業者等へ委託する方法、これを予定しております。そのため、積算に当たりましては、運輸局が定めた貸切りバスの運賃の額を参考に積算をしております。

具体的には、貸切りバスの運賃は、例えば中型バスや小型バス、これはマイクロバスでございますが、こうした車種ごとにキロ制運賃と時間制運賃、この単価の下限額が設定をされておりまして、こうした単価を参考に、このたび導入します各路線の1日の想定する走行距離であったり走行時間であったり、こうしたものを掛け合わせ、それぞれの路線ごとにですね、それに3年間分の合計金額、これを計上したものが8,490万円というふうになっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。

もう少し確認ですが、今、委託の方法については、車両から運行まで全部、完全に委託を業者にしていくというところかと思えます。

その中で、今、運輸局の定める貸切りバスというお話もありましたが、これが車両の大きさ等によって変わるようなお話も今あったかと思えますが、確認で、この3路線それぞれ、これは全部、中型バスなのかマイクロバスなのかよく分からないんですけれども、その辺り、台数の今の計画を教えていただければと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

このたび導入する3路線の車種でございますが、マイクロバスが2台、そして中型バスが1台でございます。

以上でございます。

○西村委員

マイクロバスが2台と中型バスが1台、計3台ということで理解をいたしました。

また、先ほどの説明の中で、それぞれの距離と時間によって積算をするというようなお話もありましたが、この距離と時間の考え方について、もう少し具体的に説明をお願いいたします。

○吉永ひかり学園推進課長

距離と時間の詳細ということで御質問いただきました。

まず、距離、キロ制運賃の部分でございますが、こちらにつきましては、計算の考え方でございますが、まず事業所を出発してから最初の停留所に行くまでの距離、そしてそこから各停留所を経由して大和小学校まで行くまでの距離、児童を降ろした後はまた事業所に戻っていく距離、これが登校の部分でございますが、下校も同様の考え方で計算をして、距離、キロ制運賃をはじいていくものでございます。

また、時間制運賃、これは時間の部分でございますが、今、キロのところでも申しましたように、出発してからというところもありますが、時間に関しましては、まず、事業者のほうが、出発前の点呼・点検の時間というものがございます。これも基本的には運輸局のほうで定められたものでございますが、それが1時間ほど設定されておりまして、その1時間に、今度は実際に出庫してから停留所まで向かう、そして各停留所を回って子供たちを小学校に降ろすという流れでございます、これを足し上げた時間。

また、今度は下校時でございますが、逆の考え方で、今度は子供たちを全て降ろして事業所に戻ります。戻ってから、明日に備えての点検・点呼、この辺りの時間をまた1時間加味するということで、今申しましたように拘束時間が2時間ほど加わりますが、実際に運行する時間プラス拘束時間2時間、その合計が時間制運賃ということでなっております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。距離で積算をするものと、それに足し合わせて時間で拘束されるものの積算というところで、時間の詳細等は計算をされているということかと思えます。

もう一つ、これが、ほかにも県内他市、いろんなスクールバスを運行しているところがあるかと思うんですが、そういった他市の事例と比較をして、委託している金額というのは、これは妥当な金額になっているのか、その辺りを検証していればお伺いいたします。

○吉永ひかり学園推進課長

他市町とのスクールバスの比較ということでの御質問いただきました。

このたび導入するに当たりまして、県内他市町も大体、今、100台以上のスクールバ

スが導入されておりまして、当然、導入するに当たっては、他市町の契約状況であったり、そういったものを調べて検討を進めてまいりました。

その中で、今回の本市の委託方法につきましては、車両も含めた運行委託ということになっておりますが、そうした運行をしている自治体がほかに多くございませんでしたので、単純に比較というのはなかなか難しい部分があります。実際にまた運行距離であったり走行距離であったり、この辺りもそれぞれが違いますので難しい部分ではあるのですが、例えば、他市の状況で申し上げますと、車両の部分に関しては自治体が購入あるいはリースをして、なおかつ車両の車庫なんかも自治体がきちんと整備するというパターンが多かったんですけども、そうした金額と運転手の委託の部分、その部分を足し上げていくと、おおむね本市がこのたび積算をした金額と比較しても大きな差がなかったということで、妥当な数字だというふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

御説明ありがとうございました。おおむね理解をいたしました。他市町とちゃんと比較をして、妥当だと思われる数字で積算をしていると。

なおかつ他市町は、今の御説明だと、車両を買ったりリースしたり、その保管庫を用意したりということもあるということですが、やはりランニングコストとか故障をしたときだとかということもあるかと思しますので、今回のように完全に委託をしていくというのは非常に合理的な手法であろうかというふうに思います。

一方で、運転手、これはどんな形態でもそうですが、運転手の確保は社会的にも今課題になってきているところかと思しますので、令和6年度から令和9年度末までは一通りこの委託をしていく、それ以降の話というのはまたやまと学園の構想の中でしっかりと決められていくことかと思しますが、運転手の確保含めて、ほかの所管ともしっかりと連携をしながら、引き続き取り組んでいただければというふうに思います。

以上です。

○西崎委員

今回、業務委託をした会社は光市内の業者と思われませんが、この選定なり契約方法は、これは相見積りを取ったんでしょうか。それとも随契ででしょうか。どちらでしょう。

○吉永ひかり学園推進課長

このたびの契約方法ということでの御質問いただきました。

このたび、債務負担行為の補正ということで補正計上させていただきましたが、御議決をいただければ、この後に入札の準備に取りかかりまして、入札という形で、今から事業者のほうを決定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西崎委員

入札方式にするということですが、そうすると、光市外のバス会社にも入札入ってもらうということになると思うんですが、予想では何社ぐらいが対象になりますか。

○吉永ひかり学園推進課長

事業者の入札の参加というところで申し上げますと、他市町の状況、全体でどのぐらいの事業所があるところまでは、確認はできていないんですけども、基本的には、先ほど貸切りバスの方法でということになりますので、観光バス事業者がメインというふうに考えております。

参考までに市内で申し上げますと、貸切りバスでありまして、なおかつ、今考えておりますのが、貸切バス事業者安全性評価認定制度、この制度に該当する、これは国等の関係機関がまとめた認定制度に該当する事業者になるんですけども、その事業者でいきますと市内では3か所ということで把握をしております。

以上でございます。

○西崎委員

分かりました。そうすると、今、ここに挙がっている限度額8,490万円も、競争入札の結果、かなりダウンしてくる可能性があると考えていいですか。

○吉永ひかり学園推進課長

入札によって金額が下がるというのがありますが、一方で、予定価格というのがあるものと、もう一方で、先ほどのように運輸局が定めた額というのがあります。キロ制運賃と時間制運賃の額、この単価に関しては下限額が決まっておりますので、下限額を下回った事業者と契約するということは基本的には国の制度の中でできないようになっておりますので、一方的に額が下がるということは想定はしておりません。

以上でございます。

○西崎委員

いずれにしても、市教委のやる入札の結果を見守りたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○仲小路委員

それでは、質問させていただきます。

最初に、学校と放課後のサンホームの連携についてなんですが、学校での様々な問題というのはサンホームでの運営に大きな影響があると思います。また、その逆も言えると思いますので、現在、学校での児童の状況をサンホームの担当者に伝え、またサンホームでの状況を学校の担当者に伝える体制というのはどのようになっていますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

学校とサンホームの連携というところでございます。

市内のサンホームにおいて、学校から児童の状況を報告していただいたり、サンホームの支援員の保育に関する相談に応じていただいたり、各学校とサンホーム間において連絡体制は円滑に行っている状況でございます。

例を申しますと、アレルギーに関する学校での研修会に支援員をお誘いをしていただいたり、時折、学校の先生がサンホームを見に来られたりとか、また配慮が必要な児童に対する接し方等の支援員の相談に学校の先生に応じていただいたりというような状況がございます。

また、夏休み等の長時間における保育の際は体育館や教室も利用させていただいて、サンホームの運営・保育に協力をしていただいているところでございます。

サンホームでの問題について、学校に相談・連絡すべき事項については双方連絡を取り、連携をしているというところでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。これ、具体的に方法とか文書の様式とか、そういうものは決まっていますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

その時折によって相談をしておりますので、必ずしも定期的に相談をすとかというようなシステムのほうではないということでございます。

○仲小路委員

分かりました。これについては非常に重要な問題がありますので、綿密な連携がお願いできればと思います。

以上で、この分は終わります。

それから、学校で児童生徒の健康診断が行われていますが、不登校児童の児童また生徒については、どのような対応をしていますでしょうか。

また、不登校ではなく、その日に欠席した場合の対応も併せてお示してください。

○原田学校教育課長

小中学校における児童生徒の健康診断でございますけれども、こちらにつきましては、

学校保健安全法に基づき、疾病の早期発見・早期治療のため、法定健診として全学年で実施しているものでございます。

御質問の不登校や欠席した児童生徒につきましては、該当の子供の保護者に連絡を取りまして、学校医の了承を得た上で、学校医が勤務される医療機関で受診することができる旨を記した通知文を保護者の方に送るとともに、養護教諭等へ受診後の結果を報告として求める形としているところでございます。

そのほかにも、不登校児童生徒が受診をしやすいように、通常の学級の生徒とは分けて受診できるようにしている学校もございます。

なお、健康診断のうち、身長、体重など学校で計測可能なものについては、その子が登校できた際に計測をするなど、児童生徒の健康状況を把握できるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

状況が分かりました。学校医のところに行くということで確認しましたが、これがかかなり遠い場合もあると思えますけども、例えば大和の学校においては校医が非常に遠い場合もありますが、これは遠くに行くということになりますか。

○原田学校教育課長

基本的には、その学校医さんのところに行っていただく形になっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認しました。

それから、次に、学校の児童生徒等就学援助というのは、これは毎年3月から4月に申請しますけども、支給の対象にならないこともあります。

しかし、新年度分の申請受付期間後に経済状況が急変し、対象となる場合もあります。この場合に、保護者が対象となるかどうか分からないため、ともかく申請をしてみるという状況ですけども、そこで、新年度分の申請をして対象にならなかった場合に、その後に対象となるかどうか教育委員会で把握できれば、その旨を保護者に伝えれば効率的な申請ができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○加川教育部次長

就学援助制度におきまして、これは家計急変が生じた場合の手續についてのお尋ねであらうかと思えます。

前年度の所得の状況等によって就学援助認定とならなかった場合でありまして、現年度の家計急変によって市税のいずれかが減免になった場合など、一定の状況を満たした場合は就学援助の対象となることがあります。

就学援助の認定には、住民基本台帳情報であるとか前年度の所得の状況の確認が必要

でありますことから、当初申請の段階で、これらの情報について、教育委員会において調査を行うことの同意をいただいた上で調査を行っております。したがって、これらの情報に関しましては、教育委員会での把握が可能です。

一方で、現年度の所得の状況の変化であるとか、どなたが減免となったか等につきましては、把握が困難な状況でございます。そのため、減免となった場合でありましても、改めて御本人から申請をしていただく必要があるというのが現状でございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。いろいろ調査する場合に保護者の申請の同意が要ると、そういうことがありますので、教育委員会で調べるのがなかなか難しいということで了解をいたしました。分かりました。

それから、今年度よりオンラインによる申請ができるようになりましたけども、オンライン申請の割合をお示してください。

○加川教育部次長

就学援助制度を必要とする児童生徒の保護者への利便性の向上等を図るため、委員が申されましたように、令和6年度当初申請からオンライン申請を導入したところでございます。

令和6年度の実績でございますけども、当初申請303世帯中、オンライン申請は80世帯で、申請率は26.4%となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これはホームページ等ではまだ公開されていないくて、直接保護者のほうに連絡が行っていると、そういう状況でありますけども、できる限りこれが活用されるようにしていければ、また利便性の向上になると思いますのでよろしくお願いします。

それから次ですが、今、伊藤公資料館で特別展が開催をされておりますけども、その中の高杉晋作の道中三味線、これは通常の三味線と異なり、分解してコンパクトな形で持ち歩けるのが最大の特徴です。

説明にはありますけども、実際に分解した状態が分かれば、興味が深まるのではないかと思います。実際に分解するのは不可能でしょうけども、実際に分解した写真でも掲示できればいいと思いますが、そのような写真は東行記念館等にはなかったでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

現在、伊藤公資料館で企画展のほうで展示をしておる道中三味線、こちらのほうにつきましては、高杉晋作が愛用し、現在、東行記念館のほうで収蔵している資料でございます。

道中三味線につきましては、東行記念館が通常は収蔵しております。収蔵の際にも三

味線の形のままで収蔵しているということで、分解をしたような形が今までないというふうに私は受け取っておるんですけれども、写真等も、分解のところの写真は東行記念館のほうにも存在しないということでお話をお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。分解できることが可能であれば、また提案をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それからもう一つですが、高杉晋作の妻である雅子さんへの手紙の内容が、例えば、高杉晋作が、自分が死んだ後は結婚せず独りでいなさいとか、また強烈な命令がいろいろと書かれております。また、現在の女性にとっては許せないことではないかと思いません。伊藤博文の妻の梅子さんへの手紙がとても優しいのと対称的であります。

非常に興味深い話ですので、この点を大きく掲示して分かりやすく紹介すると、新しい発見ができたとさらに楽しく鑑賞ができると思えますが、これについては検討できませんでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

委員御質問のとおり、高杉晋作と伊藤博文公では考え方や手紙の内容が大きく違っており、大変興味深いところです。このたびの企画展では、高杉晋作と伊藤博文公の2人の人物像にフォーカスを当て、双方の違いや共通点を考えた展示とそれぞれなっております。

展示室の入り口に、高杉晋作と伊藤博文公の人柄、行動特性、思想の原点、趣味や好きな食べ物など、2人の人物比較をしたパネルを設置しております。このパネルを見ていただき、展示資料を見ていただきますと、より2人の関係性や違いが感じ取っていただけたらと思っております。

なお、展示については、それぞれ対比したような形で、いろんな高杉の資料、伊藤公の資料、展示しておりますので、そういった資料の今の展示の方法については、委員さんのおっしゃられておられる展示のほうになっているかというふうに思っております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。解説等でそういうこともしていただければ、また興味を持って見ていただけたらと思えます。分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○中本委員

それでは、2点ほど質問してみたいと思えます。

先般行われた9月1日の伊藤公資料館での企画展であります。高杉晋作と伊藤博文公企画展開幕ということで、マスコミ等にあちこちで情報提供されたというふうに思っております。

おります。

このコラボの企画展は、3月の予算の中での説明あるいは今回の一般質問の中で、より深くこの企画展について学ぶことができました。

特に今回は、今までかつてない、みんなで伊藤公の誕生日をお祝いしようというようなフレーズでありました。このような企画が、光市新市誕生20周年記念ということで開催をされたということであります。非常に反響がよかったのかなというふうに思います。所管のほうの方は大変な御苦労があったのかなというふうに推察をしております。

今回のこの企画展において、初めての開催でありました成果についてはどのように分析をしておられますか。それから、どのような情報発信をされたのか。あるいは来場者の数、あるいは何人の皆さんが「しゅんすけ」誕生会ということで出席をされたのか、改めてお聞きをしてみます。

○国広文化・社会教育課長

このたびの伊藤公の企画展のオープニングイベントといたしまして、内容につきましては、伊藤公の183歳と新市誕生20周年記念の誕生会を行うというコンセプトで、伊藤公と同じ誕生日の9月2日生まれの方8人、同じ名前の「しゅんすけ」さん5人に参加をしていただきました。

「ひろぶみ」さんもこのたび募集いたしました。応募者がございませんでした。

当日用意したバースデーケーキは、フラワーアレンジメント教室の方に協力していただき、フラワーケーキを作成していただきました。

また、イベント中にフラッシュモブと言われるダンスを取り入れました。フラッシュモブとは、会場にいる一般客に混じってダンサーが紛れ込み、会場に流れる音楽に合わせてその場で急にダンサーが踊り出し、会場を盛り上げる仕掛けとなります。

当日のダンスについては、ハッピーバースデーの曲に合わせて踊っていただき、館内は大きな拍手に包まれ、イベントを盛り上げていただきました。ダンスは、令和の時代に求められている多様性を意識された手話の動きを取り入れたダンスとなっております。

最後は、9月2日生まれの方8名、伊藤公と同じ「しゅんすけ」さん5名含め、総勢17名で企画展の開会を祝うテープカットを全員で行いました。

入館者は、例年同様、当日は入館無料ということもあってか、昨年の特別展の入館者の約2倍となる194名の方が入館されたところです。

成果といたしましては、歴史や伊藤公に興味のある方が訪れる施設のみならず、多くの方に足を運んでいただくために、このたび伊藤公に関係のある9月2日生まれの方、同じ名前の「しゅんすけ」さんに参加していただいたことにより、伊藤公をより身近に感じていただく、親しみを持っていただく第一歩になったと考えております。

また、周知方法、情報発信につきましては、伊藤公と同じ誕生日、9月2日生まれの方、同じ名前の「しゅんすけ」さん、「ひろぶみ」さんは、市内限定で募集をさせていただきました。周知、情報発信については、広報やホームページ掲載や記者発表を行っておるところです。また、市内の保育園等を訪問し、園児や保育園職員の方にも募集の

周知をしたところです。

このたびの企画展のチラシにもイベントを記載しており、チラシについては、銀行や郵便局、高等学校、スーパーマーケット等に掲示設置を依頼し、周知や情報発信に努めたところでございます。

以上です。

○中本委員

初めての企画でありまして、20周年記念ということで非常に盛大に行われたということは非常に私も喜んでおります。

3月の予算議会でこういう提案をさせていただきました。これが見事9月1日に開催されて、今までより多い人数に来ていただいたということでありますので、非常に成果があったというふうに思っております。このような企画をもっと早めにしなければいけなかったのかなというふうな思いもいたしております。さらにもうちょっと、地域の方を取り込んでの一つの事業があればよかったのかなというふうに思っておりますが。

初めての誕生会においては非常にいい成果があって、2人ほど誕生日ということで来ておられまして、その方は、初めてこの資料館に来たと、こんなに立派な資料館があるというのは初めてですと、これを機会にいろんな伊藤公資料館の展示会については足を運んでみたいというふうにおっしゃっておられました。最年長は92歳ということで、非常に喜んでおります。こんな最年長の方が来られたということは、誕生日、非常に感激をされたということでありました。

さらに今後、この事業をどのように生かしていくかということが非常に大事だというふうに思っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

先ほどのお答えと重複するところもあろうかと思っておりますけれども、所管といたしましては、伊藤公の遺徳を広く全国に伊藤公資料館を通じて発信していくことが大きな目的と考えております。そのためには、多くの方に資料館に足を運んでいただき、伊藤公の遺徳を知っていただき、感じていただきたいと思います。

今回のイベントは一つのきっかけづくりになったと考えています。今後も、情報発信やイベントを通じて伊藤公の遺徳継承を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○中本委員

よろしく願いをいたします。

ずっと私は、文化・歴史についての考え方ということで、そういうフレーズをよく言った覚えがあります。まさに、文化・歴史によって全てのことが、光市もそうであります。各種団体も文化・歴史があるということは、これは当然でありますので、その文化・歴史についての今後の考え方をちょっとお聞きしておきます。

○国広文化・社会教育課長

文化・歴史の考え方というところでございますが、昨年度と今年度にかけて、虹ヶ浜菊や光海軍工廠関係資料群と、光市に新たな指定の文化財が生まれました。

虹ヶ浜菊は光市の地名のついた市民に親しみのある植物であり、浅江小学校では、地域の方と一緒に、保存活動に取り組んでいます。

光海軍工廠関係資料群は、この光市の名前のきっかけとなった海軍工廠の資料であり、これらの資料は平和教育に活用していく貴重な資料であります。

いずれも昭和の比較的新しいものであり、このような時代にもスポットライトが当たる時代となってきたところでございます。

そのほかにも光市には、神籠石や石城神社、伊藤博文公の貴重な品々等、文化・歴史にまつわるものが多くございます。教育委員会といたしましては、これらの多くの光市の宝を保存活用することはもちろんのこと、次の時代で光市の主人公となる小中学生に引き継ぎ、継承していくことが大変重要なことであると考えております。

これからも、文化センターや伊藤公資料館を中心に、幅広く文化・歴史の保存活用、継承に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○中本委員

文化については、非常に文化遺産がたくさんあるという事を言われております。しっかりとその宝を今後どのような形で発信していくかということは非常に大事な事だというふうに思っておりますので、引き続きよろしく願いをいたします。

もう一点でございますが、これは提案であります。

資料館の上に伊藤公神社というのがありました。今は東荷神社のほうと一緒に祭られておりますけど。

文化あるいは神社仏閣について、非常に全国的に御朱印が今はやっております。今回、20周年記念で、その御朱印もかなり人気があったというふうに思います。特に、神社あるいは仏閣についての御朱印は全国的に非常に人気があって、御朱印帳を持って、必ず旅に行ったときはそこのお寺に寄って、神社に寄って、御朱印をもらって帰ってくるというような方がかなり多くあっています。

伊藤公資料館、特に伊藤公東荷地区においては、伊藤公神社があったといういわれを踏まえて、御朱印について、その辺りも今後検討する必要があるというふうに思っておりますので、伊藤公神社、東荷神社の御朱印についても、さらに検討をお願いをさせていただきます。

以上です。

それではもう一点、スケートボードが今あちこちではやっております。特に、東京オリンピックでスケートボードがスポーツ競技の種目になったというふうな経緯がありまして、非常に東京オリンピックからスケートボードに人気が高まってまいっております。特に、世界大会があったときは、難易度の高いトリックを華麗に決める、それから日本

選手たちの勇姿に誰もが興奮をしたというふうに、世界大会でもそういう状況でありました。

今回、特にパリ大会では、出場したアスリートが金、銀、銅、その人気の競技の一つとしては、町にあるような階段あるいは縁石、手すりを模したコースで行うストリート、もう一つはパークの2種目があるというふうに聞いておりますが、その辺りの光市での、かなり子供たちスケートボードをやっている状況をお見受けしますので、そういう場所を今から提供していくというようなお考えはありませんでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

若い世代を中心に、スケートボードや自転車BMXなどのアーバンスポーツの分野が東京オリンピックで注目を浴び、全国的な広がりを見せていると認識をいたしておるところでございます。この競技は1人からでも手軽に挑戦することができ、生涯スポーツやプロスポーツなど、それぞれの個人の取組方に見合ったスポーツの一つでございます。

新たなスポーツの取組といたしまして、どのような形でできるのか、他の自治体の先進事例等を含め、調査してみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

年々急増するスケートボードで、単純にかっこいいという一つの遊びからスタートしたスケートボードであります。スケートのパークは、2017年に100か所、全国的に見た感じでは今年はまだ434か所まで増えているという、資料の中でありました。

子供たちを夢中にさせるスケートボード、県内では下関、周南、防府、岩国、山口あるいは宇部、小野田等もそういうスケートボードでパークができておりますので、素晴らしい子供たちを含めてあるいは大人あるいは指導者もおるようでありますので、光市にもそういうスケートボードができるような場所を今後検討する必要がある。

あるいは、特色あるスポーツということでもありますので、スケートボード並びにフェンシングも非常に今成果を上げておりますので、ぜひその辺りの検討していただきたいというふうにお問い合わせを終わります。

○西崎委員

話が一つ前に戻りますが、やまと学園スクールバス運行事業です。

三輪小学校から、朝、岩田小に2台、2便が出るそうですが、これが早出と遅出の時間差が15分ぐらい何かずれたような、今、計画になっているということを聞きましたが。

○委員長

西崎委員、確認ですが、先ほどの議案の審査は終わっておりますので、その他所管事務調査としての質問だという理解でよろしいですか。

○西崎委員

そうです。委員長、そう言ったじゃないですか。そこまでバックしてないから、僕は。早出と遅出があるというふうに聞きましたが、もし本当なら、その時間、出発時刻を教えてください。

○吉永ひかり学園推進課長

出発時間ということでの、三輪線ですかね、ピストン輸送しますので、御質問いただきました。

出発時間につきましては、まだ最終調整の段階ではありますが、基本的には各路線ともスタートが7時半、最初の停留所は7時半ということで考えております。

なおかつ、三輪線につきましては、現在検討している時間でございますが、まだ検討段階ではありますが、7時45分、8時、この2つで、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

父兄の間からは、7時45分は、朝、ちょっと気ぜわしいんじゃないかという声も出ているようです。それで、15分開けて、2便にした理由を教えてください。

○吉永ひかり学園推進課長

三輪線において2便にした理由でございますが、まず、スクールバス導入に当たっての基本的な考え方でございます。

これはいずれの便もそうなんですけれども、現在の徒歩通学の環境をできるだけ維持したいと。それをすることによって、先ほどおっしゃったような、朝の生活環境への影響は最小限になるというふうに考えておりますので、そういうふうに行っておりまして、三輪については、三輪小までは徒歩で通学をしてもらおうというのが環境をできるだけ最小限にする考え方というふうに捉えております。したがって、三輪が一番乗車の人数が多くなりますので、ピストン輸送で2便で対応すると、三輪小の停留所についてはですね、というふうになっております。

以上でございます。

○西崎委員

三輪小に近い子供たちのためには7時45分発、市のように三輪小に来るまで結構時間かかる遠距離の子供たちを8時の便に乗せるという、そういう私はことかなと思っていたんですが、違うんですか。

○吉永ひかり学園推進課長

三輪線のルートにつきましては、改めて説明をさせていただきますと、まずスタートが市になります。市をスタートして、市から直接大和小学校に子供たちを一旦降ろして、その後、三輪小まで行く便が2便あるということで、そういうルートで考えております。

以上でございます。

○西崎委員

三輪線の2便以外に、塩田線というのもあるんですか。塩田小学校発。

○吉永ひかり学園推進課長

このたび、スクールバスは3つのルートで運行することとなっております、東荷線と塩田線と三輪線、この3ルートでございます。

以上でございます。

○西崎委員

了解しました。

○西村委員

それでは、何点かお尋ねをいたします。

まず、部活動の地域移行の状況について確認をさせていただきたいんですが、直近の答弁の中では、今、スポーツ活動団体が9団体、文化芸術団体が7団体、その他が6団体の合計22団体ということで答弁の記録があるんですが、これの今の現在の状況とそれから各学校の現在の利用人数、これをお尋ねをいたしたいと思います。

○原田学校教育課長

部活動の地域移行について御質問いただきましたけれども、現在、教育委員会に登録している地域クラブ活動団体につきまして、スポーツ活動団体が15団体、文化芸術活動団体が8団体、その他公認団体が7団体の合計30団体となっております。

また、この地域クラブ活動団体に加入している中学生につきましては、現時点で教育委員会が把握しておりますのが延べ162名となっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。それぞれスポーツ、文化、その他、受入れの数が着々と増えているということでまずは理解をいたしました。その中で、校区で162名が利用されているという状況かと思えます。

その中で、よく聞くとところが何個かありまして、各学校に今現在、吹奏楽部などの楽器を取り扱う部活動が多くあると思うんですが、これは楽器のメンテナンス、購入など、この辺りが今現在、予算でも取られていると思いますが、現在どういうふうになっていて、地域移行後はこの辺りの取扱いというか、その辺りはどうなっていく予定なのか、この辺りをちょっとお尋ねをいたします。

○原田学校教育課長

吹奏楽部についてのお尋ねでございますけれども、現在、吹奏楽部における楽器の取扱いにつきましては、学校部活動ということでございますが、教育委員会の予算で購入やメンテナンス等を行っているところでございます。

また、吹奏楽部の地域移行の在り方やその後の楽器のメンテナンス等につきましては、現在、市民吹奏楽団の代表者や市内中学校の吹奏楽部の顧問あるいは音楽科の教員などによる吹奏楽検討部会というものを立ち上げまして、今後の地域移行に向けた手順等について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。検討部会の中で検討をされて、今後検討していくんですか。検討、今されているのか、これからしていくのか、その点だけお伺いします。

○原田学校教育課長

吹奏楽検討部会でございますけれども、9月11日に第1回目を開催いたしまして、そこで課題等を共有しまして、これからまた話を深めていくという段階でございます。以上でございます。

○西村委員

本当に直近に立ち上がって、これから進んでいくというところだと思います。

この費用の負担に関しては結構大きな問題かなというふうに思っていますので、どういった状況になっていくのかというのは、また今後確認をさせていただきたいと思えます。

また、別の話で、同じ地域の部活動の移行に関してなんですけれども、特に運動部の関係で、けがだったり、そういったところの責任の所在というものが、学校部活動の中でけがをしたというのと学校活動以外でけがをするのでは意味合いが変わってくるので、指導者の負担というのが怖いというようなところも声として聞こえてくるんですけれども、けがの取扱いに対しての違いあるいは保険の適用の範囲、または、考えたくはないんですが、大きな障害などを負ってしまった際の責任の所在に関する違い、この辺りについて、現段階、どういうふうになっているのか、お伺いをいたします。

○原田学校教育課長

学校部活動でのけが等あるいは地域移行した後のということでございますけれども、学校部活動でけがをした場合は、学校管理下での災害となりますため、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済制度の適用があり、治療費等を受けることができることとなっております。

一方、地域移行による地域クラブ活動でけがをした場合につきましては、学校管理下ではないことから、先ほどの災害共済制度の適用はないということになります。

また、大きな障害を負った際の責任、いわゆる損害賠償責任につきましては、公立学

校の場合は国家賠償法の考え方が適用されることになり、学校の設置者である自治体が責任を負うこととなりますけれども、一方、地域クラブ活動におきましてはその適用がないということになります。

こうしたことから、国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインでは、「地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。」と示しているところであり、本市においても、地域クラブ活動団体が教育委員会へ登録する際の要件に全ての活動団体において保険の加入を必須とするとともに、参加する子供たちの安全確保あるいは事故などの未然防止に向けて、指導者資格を取得する際の費用の補助や研修会の案内、開催などを通じて運営をサポートしているところでございます。

以上であります。

○西村委員

やっぱり学校の部活動においての大きなけが、先ほどの学校設置者、自治体が責任者となる国家賠償法の観点から、学校や設置している自治体が責任の所在をというところで、今、御説明の中では、地域移行に伴って様々な検討、特に保険面については、今、御説明をいただいたように必須で加入をして、個人の。多分、教える側も教えられる側も利用する側も、双方、保険への加入が必須ということかと思いますが、やはり責任の所在、その後の何かあったときのということではもう少し整備する必要があるかと思えます。

もちろん、これは今後の国の動き、県の動向、その辺りに準じていくものだと理解をしておりますが、ぜひとも、そういった動きが国、県にあった際には、すぐに情報を察知して取り入れていただくようお願いをしておきたいと思えます。

それから、別件で、先日、クリーン光大作戦がございました。天候不良による延期等もありましたが、これの参加の状況がどうだったのかということと、また、全体を振り返って、いろんな課題であったり今後に向けた動きというものがあったんじゃないかなというふうに推察するんですが、その辺りについて確認をさせていただければと思います。

○国広文化・社会教育課長

今年度のクリーン光についての振り返りというところでございます。

委員御質問のとおり、今年度につきましては、7月14日を当初予定しておりましたが、雨天により1週間延期ということで、7月21日に実施をしたところでございます。

1週間延期になったということで、中学生等の参加もなかなか、部活等いろんなものが次の週には入っておるというところもありましたし、今回につきましては、夏休みに入ってしまったというところでのクリーン光の開催ということも大きかったのではないかと思います。中学生の参加については、ちょっと低調なような数字というところになっております。

全体的なところの数字も、やはり延期というところが非常に大きく響いておまして、

今年度は9,111名が参加をしておるといところです。

こちらのほうも、今年度、非常に夏、暑かったということで、熱中症警戒アラート等も非常に多く発令をされたという中での開催となりました。こちらのほう、クリーン光推進協議会というものが構成されておりまして、こちらの中には連合自治会長やコミセンの館長、こういった方がクリーン光の方向性について考えていただいておりますけれども、8月19日に今年度の振り返りということで反省会のほうを1回目をさせていただいております。

この中におきましても、暑かったといところもございますし、熱中症の疑いのあった方も出られたと。地区によっては、熱中症で1名搬送されたというケースもございました。こういったところも踏まえて、来年度、どのようにしていこうかといところが、今、反省点の中で各委員さんの中から出ておるところでございます。

中には、日にちを変えたらいいのではないかといところもございますし、作業時間を早くからしたほうがいいんじゃないかとか、それからまた、終わる時間を早く、作業時間の短縮、こういった形で早く短縮して終わったほうがいいのではないかといような反省点のほうが出ておるところでございます。また今年にもう1回か2回、反省会のほうを開催する予定にしております。まだどういった方向性かとかといところは、その反省会のほうで決まっていくんではないかといふうに思っております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。今御答弁いただいたとおり、様々な今回、暑さに伴う、近年どんどん体感的にも暑さが増してきているというような状況かと思えます。

それに伴って、だんだん状況も変わってきている、そういった反省の声も今聞かれましたが、時期の見直しあるいは開催時間の見直しあるいは時間の短縮化、そういったところもあったかと思えますが、私も参加する中で、まだ30代前半ですけれども、かなりの体力を作業の中で持っていかれたなという印象がやはりありますので、本当に命に関わる、危険な状況に陥る人もこのままじゃ出るんじゃないかなという懸念はありますので、協議会の中でどういった話になっていくかというものもありますが、引き続き、安全に作業が行えるように、教育委員会のほうもしっかりとアンテナを張って、注意をいただければなというふうに思えます。その点をよろしく願いしておきたいと思えます。

もう一点、全く別件でございますけれども、家族でやま学の日という、山口県では令和6年度から、子供や子育てに優しい休み方改革の一環として、県内の公立学校において、児童生徒が保護者の休暇に合わせて授業日に校外で体験活動や探究活動を企画し実行することができるということで、休みを取得できる制度というものを令和6年度から設けて始めておるんですけれども、チラシを見ると、その取扱いについては、各自自治体に申請等の手続をすることということとされておるんですけれども、本市においては、この取組の状況についてはどのようになっているのでしょうか。お伺いをいたしたいと思えます。

○原田学校教育課長

委員お示しの家族でやま学の日につきましては、山口県が子供や子育てに優しい休み方改革の全県的な展開として本年度新たに創設し、県立学校については6月から活用できるようになっているものとなります。

本市においても、県の方針に沿いまして、後期の開始日となります10月15日から活用可能となるよう、市立の小中学校に通知をしたところでございます。

以上でございます。

○西村委員

後期から取組がなされるということで理解いたしました。ありがとうございます。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○林委員

大和小学校が来年4月から開校されます。そこで、通学路の安全点検のことについてお伺いをしたいと思います。

2点ほどございまして、1点目が大和総合運動公園から下がった3車線の横断歩道でございます。それと、2点目は大和中学校前の横断歩道についてお尋ねをいたします。

この場所は、これまでに通学路の安全点検、過去に抽出されているのかどうか、お尋ねいたします。

○原田学校教育課長

委員お示しの箇所につきまして、これまでの合同安全点検会議等で抽出されているかというお尋ねでございますけれども、まず、大和中学校前の横断歩道については、学校の通学路の安全点検で挙げられたことは過去ございませんが、大和総合運動公園から下った三差路のところにつきましては、平成27年度の合同点検会議の際に大和中学校から提出があり、県道68号線を横断するための横断歩道と信号機の設置の要望がございました。

ただ、現在ございます市道を横断する横断歩道への信号機の設置等の要望は上がっていないところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。総合運動公園のほうを下がったところのは一度あったということでございましたけれど、私が見るところによりますと、このたび大和小学校に、来年度からあそこを小学生が通るわけなんですよね、三輪小学校の生徒さんたちが。

あそこには、横断するのに、三角の注意喚起の看板は立っているわけなんですけれど、

例えば、私が考えるわけですが、あそこに、横断歩道として信号機はもちろんないんですけれど、横断旗を入れるケースというんでしょうか。立てるものもないわけなんですけれど。

そういうことを一度見ていただいて、またスクールバスなんかがこれから通れば、時間急いで行くでしょうし、今まで学校で、ちょっと私なんかよくありましたけど、少し遅刻しても大丈夫だということとまた違ってきますので、スクールバスに乗り遅れないようにというので急ぐ場合があると思いますけれど、もちろん車の運転する方が注意しなきゃいけない部分でもございますが、子供って背が低いから。高い子もいますけれど。

そこに、一つの案として、横断旗というんでしょうか、それをそこにつけるといことは、これは私の案でございますけど、今後検討していただけますでしょうか。

○原田学校教育課長

委員お示しの横断旗でございますけれども、車を運転する方に児童生徒の通学路であることを訴え、児童生徒の安全、安心を確保する方法としては有効な方法だというふうに考えられるところもございますので、今後、関係部局、関係機関と協議しながら、通学路の安全対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。来年4月から開校になりますし、まして、今も小学生が通行しておりますので、ぜひとも検討していただき、いい方向に向けていただきたいなと思っております。

それと、先ほど申しましたように、大和中学校前の横断歩道についてですけど、今まで検討していないということでありました。

どうして私がこの場所を気にしているかというと、以前からすごく気になっていたんです。北側から、塩田と東荷の交差点、三差路から下がってくると緩やかな下り坂になるんです。何度もあそこ、先生方とか地域の方が朝は立哨されているのを私も拝見いたしますけれど、そのときはもちろん自動車も止まったりしますけれど、子供たちが急いで行かなきゃいけないというときに、三差路のほうから緩やかな下り坂になるんです。そこに、この前から見えますと、横断歩道の前後に、自動車が通るほうに、注意喚起の標示というんでしょうか。ひし形というか、角形をちょっと斜めにしたようなのを2つ書いてあるんです。そうすると、下り坂のほうのはきれいなんです。上り坂のほうは、平坦なんですけど薄れているんです。そういうことはどういうことかなと私は思ったんですけれど。

やっぱり注意をする意味合いというので、見方ですよ。北側のほうから来ると、意外と少しカーブだから見えにくい。だけど、反対の南側から行くときには、よく見えるから自動車が止まるのかなと、私は自分がそういうふうに判断したわけなんですけれど。

やっぱりここは、小中一貫校になりますと、10年頃になりますけれど、そのときに、もちろんスクールバスも通りますけど、私なんかよく遅刻することがございますけれど、

そういうときに子供たちが急いで渡る、そういうときにやっぱりそこに押しボタン式信号がぜひとも欲しいなと私は思っているわけなんです。向こうの三差路のところの信号から相当に、ちょっと何mというのは測っておりませんが、児童生徒のためにはここを押しボタン信号にしてさしあげたほうがいいかなと、私、ずっと前から思っていました。

通常では私たちは下りでブレーキかけるよねと言いながら、行くかな、行かないかなというときにブレーキを緩めるときがございまして、けがのないように、けがをさせないためにも私たち運転手、運転する側が注意しなきゃいけないんですけど、その前に、やっぱり子供たちを守るということに意識を向けていかなきゃいけないかなと思ったときに、先ほどから申しますように、横断歩道のところ、先ほどは横断旗をつけてほしい、こちらは、警察になるんでしょうか。どこになるのか、ちょっと私もよく分かりませんが、早期にこのことを要望して、すぐできるとは限らないので、教育委員会のほうからしっかりとこれを訴えていただきたいなということをお願いして終わります。よろしくお願いたします。

○西崎委員

過日、マスコミで問題になりました、光市教育委員会でも教師用の教科書、これは2,000万円以上の物品購入は議会の議決を経なきゃならないという、この手続がされていなかったというニュースがございましたが、光市が議会の議決を取っていなかったと判明した理由は何でしょうか。そういうことが明らかになったというのが分かった理由。

○加川教育部次長

本事案につきましては、県内の他市で同様に小学校教師用の指導図書等の購入を市議会の議決を経ずに契約していた旨の報道がありましたので、本市におきましても同様の事案がないかということで調査をした結果、判明したところでございます。

以上です。

○西崎委員

その理由は私が最も恐れていた理由なんです。というのは、県内のほかの市町、5つぐらいあったと思うんですが、ここで発覚しなかったら、光市は永遠に議会の承認を得ることはなかったと思う。それ、一番、私が恐れちよる理由なんです。その辺、どうでしょう。

○加川教育部次長

この小学校の教師用指導書の購入というのが、原則4年に1回の手続ということもございまして、今回のような他市の事案、こういったのがなければ、なかなか気づくのは難しかったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○西崎委員

そうじゃなしに、公務員ってのは大体3年、早い人は2年で交代にもちろんなるんで、4年に1回しか買わない教師用の教科書なんかというのは、担当替わったら分からんじやないかと今の答弁だけど、全員替わることはないんです。係長が残ったり、課長が残ったりしている。条例は必ず担当者は一からよく読みます。2,000万円以上のものは議会にかけんにゃならんちゅうのは常識として皆インプットされているわけなんで、ほかの市町で分かったから光市も調べたら分かったというのは最低のこれは事態です。

次の議会で承認を得るように、議案が出るそうでございますけど、ひとつ気を引き締めて事務の執行に当たってもらいたいと思います。

以上。

○早稲田委員

1つ質問させていただきます。

今年は早い時期から日中暑い日が続いております、9月半ばを過ぎた現在でも、まだまだ日中は高温な日が続いております。

そこで質問なんですけれども、学校での一般教室以外、図書室などにもエアコンの整備が整っているのでしょうか。お尋ねします。

○加川教育部次長

普通教室につきましては、令和元年度、国の臨時特例交付金を活用して、全ての教室に整備をしたところでございます。

特別教室につきましては、令和3年度の国の臨時交付金を活用して、各学校で2教室にエアコンの整備をしております。どの教室に設置するかにつきましては、それぞれの利用状況等を踏まえた上で、各学校のほうに選択をさせていただいております。

その際の設置状況につきましては、小学校では理科室、音楽室、図書室、こういった部屋に設置した学校が多くて、また中学校では音楽室、図工室、美術室、理科室のいずれかに設置をされております。

それ以前にも設置をされていたものもございまして、現時点で申しますと、特別教室へのエアコンの設置率は、小学校で43.6%、中学校で28.4%、小中学校合計では36.9%という状況でございます。

以上です。

○早稲田委員

この質問をした経緯といいますか。他市町なんですけれども、図書室に職員の方がおられて、やはりとても暑い日が続いておりますので、なかなか子供たちが来てゆっくり本を読むのも暑くて、今、熱中症等が心配なのですがみたいな、ちょっとそういった話を聞きまして、光市はいかがなものかなというふうに聞いたところです。

今、小中合わせて36.9%というところでありまして、もう少し整備が整っていただければいいなと今ちょっと感じたところです。

やはり暑い日が続いておりますので、御検討いただきますようによろしくお願いたします。それを要望して、質問は終わりにします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第63号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：岩崎税務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第58号 令和6年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：北川財務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお尋ねをいたします。

まず、光市の公式LINEアカウントの活用についてお尋ねをしたんですけども、先進事例などを基に、現在使用しているソフトウェアで開発可能なことについて具体的に確認をさせていただきたいんですが、このたび一般質問でも取り上げましたとおり、福井県の勝山市の事例を取り扱ったんですが、防災の関係でLINEの公式アカウントを有効に活用している自治体であります。

光市と同じように公式LINEアカウントを運用しているんですが、実際に私も勝山市というところの公式LINEに登録していろいろと触ってみたんですが、LINEの

画面に防災メニューという黄色い見出しがあって、それをタップすると防災用のメニューに画面が全部切り替わります。このLINEメニューには本当に様々な機能が備わっていて、チャット形式で質問に答えながら自分用のマイ・タイムラインを作成ができたり、防災のクイズや訓練などもチャット形式でできるような仕掛けになっております。

この自治体はGovTechExpressというソフトウェアを使用しているようなのですが、本市で使用しているものとは違うと思います。

そこで確認なんですけれども、本市で使用しているソフトウェアでも防災メニューに切り替えたり、マイ・タイムラインをチャット形式で可能にしたり、そういった機能というのは、これ、理論上はつくることのできるんでしょうか。確認をしたいと思います。

○藤井情報・DX推進課長

災害時の公式LINEアカウントについてのお尋ねです。

本市では、LINE公式アカウントの運用にtranscosmos online communications株式会社が提供する「KANAMETO」というツールを使用しております。本ツールでの対応可否についてお答えをいたします。

まず、防災用の切替えメニューについてでございますが、本ツールにおいては、LINE公式アカウントを開いて最初に表示されるメニュー画面を最大で12分割で設定でき、タブをタップすることで、最大3つのメニュー画面を切替え表示することが可能でございます。現在は総合メニューと町の魅力の2つのメニュー画面の表示となっておりますので、防災に特化したメニュー画面を追加設定し、市ホームページ上のページへのリンクや特定の機能を表示することは可能でございます。

次に、マイ・タイムラインについてでございます。

本ツールにもチャットボット機能はございますが、チャットボットに対して回答した内容を利用者に提供することはできませんので、対応することはできません。

次に、防災のクイズやスマホを使った避難訓練についてでございますが、ツールのチャットボット機能などを利用することで対応可能でございます。

そのほか、御紹介いただいた勝山市の事例では避難所検索がございまして、こちらにつきましては、本ツールにも施設検索機能がございまして対応可能でございます。

なお、メニュー画面の追加を除く対応可能な機能については、使用するに当たって追加の使用料は発生いたしません。導入に当たって職員が対応することは困難であり、ツールの提供事業者へ有償の作業依頼をする必要がございます。

以上でございます。

○西村委員

状況、確認させていただきました。できることは非常に多いと。ただ、現実的に現在の職員さんで対応することは難しいだろうと、こういうことかと思っております。

今回のところは理論上は可能だということが分かればそれでいいんですが、今後、いつどんな災害が起こるか分からないというところで、一つでも多く、一人でも多く、的確な情報、防災意識を高めていくためにも、LINEの機能というのを充実させていく

というのは今後必要な課題だろうというふうに思いますので、ぜひそういった事例も参考にしながら、所管を連携して取り組んでいただきたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。

同時に、一般質問の答弁の中でもありましたが、実際に4,800人ぐらい登録をされている中で、防災の情報を受信している人が1,600から700かそれぐらいの数値だったということであったかと思えます。

この受信設定に関しても、登録していたら、受信設定はどうなっていますかというような自動メッセージがよく届くんですが、なかなか、ともだち登録をしてそのままになっている人というのも多かったりするなと思えますので、その辺りの設定の周知というものも、現在もやられていると思いますが、より市の広報あるいはいろんなものも活用して、受信の設定、これも促していただきたいというふうに、これもお願いをしておきたいと思えます。

それから、別の質問ですが、今回の同僚議員の一般質問の答弁の中で、大和地区の4小学校の跡地の民間事業者等による利活用について検討をする新たな一つの取組として、本市と地方創生に係る包括連携協定を締結しているYM—ZOPが主催をする官民対話の場に参加をしたということだったんですが、このたびの官民対話の概略、その内容をもう少しお示しいただければと思います。

○坪根企画調整課長

こんにちは。

まず、概略ということでございますが、このたび参加しました官民対話は、民間コンサルタント会社であるYM—ZOP、YMF G ZONE プランニングが主催するもので、毎年開催をされております。自治体が提案したテーマについて自治体と複数の民間事業者が対話を行い、提案、助言などの意見交換を行うものでございます。参加費は無料となっております。

本市では、民間事業者の声を直接お伺いできる貴重な機会だというふうに捉えまして、テーマを「大和地域4小学校跡地の利活用」ということで申込みを行ったところでございます。その結果、採択されまして、参加をすることとなりました。

開催は8月28日の水曜日に徳山駅前賑わい交流施設にて開催されまして、実施方法としては、YM—ZOPさんのほうが司会を務めて、対面とウェブにより一堂に会して実施をされたところでございます。

当日につきましては、YM—ZOPさんのお声がけもありまして、6社の方が参加をされまして、いずれも山口県に本社または営業所を置く民間事業者6社が御参加をいただいたところでございます。

市の側は、課長の私と担当者の2名出席をいたしまして、冒頭、本市の学校跡地の利活用の現状について御説明をした後、その後、約1時間にわたり意見交換を行ったところでございます。

以上でございます。

○西村委員

今、御答弁の中で、民間企業の6社と対話をしたというようなことだったんですが、どんな業種の方がいらっしゃったのか。業種によって、その対話というか、内容、アドバイスも違ってくるとお思いますので、どんな構成の6社だったのか、お示しできればお願いいたします。

○坪根企画調整課長

業種ということでございますが、まず設計コンサルが1社、あと建設業の方が3社、ビルなどの総合管理業の方が1社、それとオフィス空間マネジメントと申しますか、オフィス空間をどのような形で活用するかという提案業務をされておられる業者さん、これが1社の計6社でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。建設会社あるいはビルの管理、オフィスの空間自体を提案する会社、コンサル等々だということだったと思いますが、それぞれからいろんな観点で、それぞれの得意分野でいろいろと御意見をいただいたんじゃないかなというふうに思うんですが、この場でどこまでお聞きしていいか何とも言えないところなんですが、どういった意見交換がなされたのか、可能な範囲で教えていただければと思います。

○坪根企画調整課長

具体個別な内容は差し控えたいと思いますが、概略で申し上げますと、まず提案いたしましたしましては、校舎以外にもグラウンドや体育館、プールの活用について御提案をいただいたところでございます。

あと、御助言といたしましては、検討を今後進める際、行う際に、国の支援制度とかそういったものを活用してはどうかというような御助言、それと民間提案制度の実施など、実際に今度募集をする際の募集方法についても御助言をいただいたところでございます。

次に、課題として、仮に今後募集をした際に、民間事業者の立場とすれば、本当に民間事業者が投資に踏み切れるだけの利益が出せるかどうか、その辺りが課題になるのではないかというようなことが示されたところでございます。

あと、これ以外にも、官民対話では、文科省のみんなの廃校プロジェクトに記載されているような事業から業種ごとの独自の視点からの御提案まで様々なものをいただいたところでございます。

全体を通じて、小学校跡地に対する具体個別な事業提案というよりも、実現可能性はちょっと横に置きながら、今後、利活用の検討を進める際の様々な可能性について多くの御意見をいただくことができたものというふうに認識をしております。

また、跡地の利活用に関心がある民間事業者の方と接点ができたという意味では、今回は非常に有意義な会となったものというふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。今の概略を聞くだけでも、非常に有意義な会であったということが推察できます。

民間の側からすると、やはり投資に踏み切れるかどうかというのが一つのラインになるというのは想像にやすいところではございますが、今おっしゃったように、そういった興味のある業者との接点ができただけあるいはいろいろなアドバイスをもらえたということは、やっぱり行政の中だけでクローズで考えるよりも、いろんな視点、検討課題はもちろん増えていくと思いますが、本当に今後、いろいろ出てくる公共施設の跡地の問題というのは長い目で見て大きな課題になってくると思うので、そういったものが一つでもいい方向に進むように、全庁的に、また官民連携でしっかりと取り組んでいただきますように引き続き取組をお願いをいたします。

以上です。

○仲小路委員

それでは、一点だけお聞きいたします。

令和5年度、民間提案制度で採用になりました「公用車合理化から電気自動車化費用を捻出し、地球温暖化対策・災害対策を実現し、自然敬愛都市の実現と災害に強い都市づくりに貢献するための提案」ということがありますけれども、これの具体的な進捗状況をお示してください。

○北川財政課長

昨年度採用いたしました民間提案制度でございますが、内容といたしましては、公用車の管理台数の適正化、公用車適正化により削減した予算による電気自動車の導入、車両メンテナンス管理業務のアウトソーシングによる事務手続の削減の3つから成っております。総務課が16台、福祉総務課が14台、教育総務課が4台の3課が管理する計34台の公用車を対象にしているものでございます。

今、進捗状況についてお尋ねをいただいたところでございますけれども、先日、提案者である住友三井オートサービスと契約を締結したところでございまして、現在、順次事業を展開をしているところでございます。

まず、車両台数の適正化につきましては、日々の運転記録をアプリケーションで管理するものでございますが、こちらは現在アプリケーションの準備を行っているところであり、準備が整い次第実施をいたします。

次に、削減した予算による電気自動車の導入でございますが、こちら、事業が始まったばかりでございまして、予算削減効果がまだ現れておりませんので、予算の削減ができれば順次という形になろうかと思っております。

最後に、車両メンテナンス管理業務のアウトソーシングでございますが、今月車検が満了する車両から実施することとしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。具体的なところがまだもうちょっと、決まるということで、了解いたしました。分かりました。

以上です。

○早稲田委員

一点だけ質問いたします。

今年の10月から、銀行の振込手数料が増額されます。市の負担も増加すると見込まれますけれども、対応等について検討されておられますでしょうか。質問します。

○高木会計課長

皆さん、こんにちは。

委員御案内のとおり、10月から、制度上の見直しに伴い、銀行間の振込手数料が有料化され、指定金融機関から他行宛ての振込手数料が1件当たり112円、自行、本支店宛てが50円となり、既に指定金融機関との事務手続の調整を終えております。

その上で、自行、光支店内の手数料については無料となることから、本年3月及び先月8日付の庁内通知により、振込手数料抑制に向けた各所管課の積極的な取組を依頼したところでございます。

この通知の中で、各所管課において指定金融機関の優先的な選択や振込回数の抑制等をお願いし、全庁的な取組を推進していく中で、少しでも振込手数料の削減につながるよう鋭意努めることとしております。

以上でございます。

○早稲田委員

一件一件はわずかな増額としましても、やっぱり全庁的に取り組まないと多額になると思いますので、皆さんにもそういう通知が行っているということと取り組まれていくということで負担が減るように、引き続き検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 令和6年度光市一般会計補正予算(第3号)〔所管分〕

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑

○西村委員

一点だけ確認をいたします。

今、歳出のみということで御説明をいただきましたが、国民健康保険特別会計繰出金についてですが、これは国からの財源措置などないという認識で間違いはないでしょうか。お願いします。

○小熊環境市民部次長

国の財源措置ということでございますけれども、資格確認書の発行に係る経費に関しましては、国のほうから国庫補助金等の財源措置は示されておられません。資格確認書につきましては、保険証に代わるものということで、保険証の印刷経費と同様に、国保事務に係る経費として一般会計からの繰入れ対象経費となりますことから、特別会計への繰出金の補正予算を計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第59号 令和6年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑

○西村委員

ただいまの補正予算書の25ページの説明の印刷製本費ということで、資格確認書の印刷代というところかと思いますが、これは何枚分の印刷を想定をした予算なのか、その辺りを教えていただければと思います。

○小熊環境市民部次長

今年度における資格確認書の発行対象は、主に12月2日以降の新規加入者や保険証を紛失した方などのうち、マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを持っていても保険証の利用登録をしていない方となります。

このため、例年の取得や再発行等の件数を勘案するとともに、マイナンバーカードの紛失や有効期限切れといった場合なども想定しまして、1,500枚を印刷する予定でござ

います。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。理解しました。

もう少し教えてほしいんですが、先ほどから資格確認書の話、概要は何となく説明があったと思うんですが、もう少し、この資格確認書がどういった構成というか、内容のものなのかというのを教えていただければと思います。

○小熊環境市民部次長

資格確認書の仕様についてのお尋ねかと思えますけれども、資格確認書につきましては、現行の保険証と同じく紙素材のカード型で、券面には記号番号や氏名、性別、生年月日、有効期限などが記載をされます。

ただ、色につきましては、保険証は緑色なんですけれども、資格確認書はオレンジ色を予定しております。したがって、現行の保険証との大きな違いということ言えば、名称が被保険者証から資格確認書に替わるということと色ということになりますので、こういったイメージをしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。理解しました。

関連するのでもう少し伺いするんですが、今回、マイナンバーカードも関係してくると思うのですが、現在のマイナンバーカードの普及率について、また国保の被保険者がマイナ保険証の利用登録をしているというのが今どの程度の割合なのか、その辺りを教えていただければと思います。

○小熊環境市民部次長

まず、マイナンバーカードの普及率に関してのところですが、この8月末時点の交付率ということで申し上げますと、84.9%となっております。

それから、マイナ保険証の利用登録をしている人の割合ということでございますが、こちらについては、国保連合会の把握している数値で申し上げますと、令和6年7月1日時点で被保険者数8,631人のうち5,816人、率にして67.4%が利用登録をしている状況ということでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。ありがとうございます。

あともう一点、資格確認書の増刷というか、これに併せてマイナンバーカードの発行だったり申請というものが一定数また増加してくることも考えられると思うんですが、

実際にこういう発表があつてから反応があつたのかどうか、その辺りも教えていただければと思います。

○小熊環境市民部次長

国保の被保険者に関しての反応ということでお答えをいたしますと、このたびの保険証更新の際に、12月2日からマイナ保険証に移行する旨のチラシ、これを同封しております。その結果として、保険証が使えなくなるのか、また自分は利用登録しているか分からないので確認する方法はあるかといったような問合せが窓口や電話で多くなっているというようなことがございます。

この利用登録に関しまして、国民健康保険係のほうで利用登録の支援を行っておりますけれども、今年度に入ってこれを希望される方が増加しております、特にここ2か月のところで登録手続を希望される方が増えているといった印象がございます。

以上でございます。

○西村委員

状況、よく分かりました。今後ももう少し増えていく可能性があるかと思っておりますので、十分にその辺りを考慮して業務に当たっていただければというふうにお願いをしておきます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第61号 令和6年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお尋ねをいたします。

まず、危険空き家等についてですけれども、先日の日向灘地震において、市内で影響があった物件があるかどうか、その辺りを把握しているところがあればお知らせいただければと思います。

○山根生活安全課長

8月8日の夕方に発生しました日向灘地震におきましては、市民の皆さんから特段の情報提供は寄せられておりません。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。それを聞いて、ひと安心しました。

また、本年度の光市危険空き家除却促進事業については、取組状況どうなっていますでしょうか。お伺いいたします。

○山根生活安全課長

本年も、5月1日発送の固定資産税納税通知書に、空き家の適正な管理のお願いと併せ危険空き家除却促進事業補助金交付制度の周知チラシを同封させていただいており、お問合せも相当数頂戴しておりますが、現時点、交付申請前の危険空き家に該当するかの事前調査の申請をいただき、建築士資格を持つ複数名の市職員による現地調査で該当の判定を受け、第2段階に当たる交付申請にまで至ったものが1件という状況でございます。

引き続き、倒壊の危険性の高い家屋の所有者もしくは管理者に対し、継続的に訪問や文書送付等により、この補助金の利活用を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

継続的に情報の周知を図っていった結果、1件、その対象の空き家、助成ができそうなところがあるというところで理解いたしました。引き続き、まだ予算の枠等もあると思いますので、取組をよろしく願いをいたします。

本当に市内でも結構危ないところ、島田にも、同僚議員も取り上げているように、危険空き家とまでは該当しないようなところでも市民に危険が及ぶ可能性のある箇所というのがありますので、そういったところも併せて、引き続き検討いただければというふうをお願いをしておきたいと思います。

次に、ひかり環境未来塾についてお伺いしたいんですが、これは「未来のために今学ぶ 環境学び創造プロジェクト」の一環として、市内の中学校、高校を対象に行っている事業というふうに理解をしておりますが、現在の実施状況はどうなっていますでしょうか。お伺いいたします。

○周田環境政策課長

こんにちは。ひかり環境未来塾の実施状況についてお答えいたします。

ひかり環境未来塾は、中学校及び高等学校の求めに応じて、企業の環境に関連した取組や喫緊の環境問題について学ぶ機会を出前講座という形で提供するもので、6つのカリキュラムを用意し、年度当初と8月に各学校に対して事業の周知と活用をお願いをしております。

今年度の実施状況でございますが、現在、中学校1校から申出をいただいております、学校及び講師と日程や内容の調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。今年度は、今、1件申請があるという状況で理解をいたしました。今年に限らず、これまでのひかり環境未来塾を実施してきた事業の効果というのはどのようになっているのか、その辺りを少し教えていただきたいと思っております。

○周田環境政策課長

本事業の講師を務める企業、個人は、それぞれの分野の第一線で活躍しながら環境に配慮した取組を行い、持続可能な社会づくりに参画しておられます。

学校の指導だけでは知り得ない企業や個人の生の声を聞くことは中高生にとって大変貴重な機会となり、環境問題やその解決に向けた取組の理解にとどまらず、自らの行動に責任を持ち、自らの行動をもって環境を変化させていこうという意欲を高めることができると思っております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。そういった様々なところから、また意識の啓発などに努めていただければというふうに思います。

それから次に、今年度から熱中症特別警戒アラートが創設をされ、特別警戒アラートが発表された際にはクーリングシェルターを開放することになったというふうに思いますが、光市においては公共施設を指定していると思っております。

他市の状況などを見てみると、民間施設を指定しているところもあつたりしますが、これについては当局のほうでどういったお考えを持っていますでしょうか。お伺いいたします。

○周田環境政策課長

本年度から熱中症特別警戒アラートの運用が始まり、本市では、まずは公共施設13施設をクーリングシェルターに指定したところでございます。

他市では商業施設などの民間施設を指定しているところがあることは承知しております、日常生活に密接する商業施設などの指定は利便性や有用性があるものと考えております。

現在、お問合せいただいた事業者もあり、本市においても民間施設の指定について具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。民間のほうとも協力をして進めていく考えということで理解をいたしました。なかなかこの熱中症特別警戒アラートまで出ることは今のところないというふうに思いますが、そうはいつてもかなりの暑さが今後も予想されていきますので、こういったものが発令された際にはしっかりと利用いただけるように、周知のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○仲小路委員

それでは、数点質問させていただきます。

道路標示の管理につきましてなんですけども、市道の白の中央線、また外側線、また指導停止線などがありますが、実際に光市で管理している道路標示はどのようなものがあるか、改めてお示しください。

○山根生活安全課長

生活安全課では、道路河川課などによる舗装のし直しや水道局にする水道管布設替え等に伴う道路改修が当分の間、実施されない市道で、県公安委員会による規制のかからないものについて引き直しを担当しております。

当課で引き直しをする道路標示につきましては、委員御紹介の中央線、外側線、指導線に加え、導流帯の標示であるゼブラ線、片側2車線以上の道路で複数のレーンを区分する車線境界線、丁字や十字、三角の交差点標示、直進や右左折などを示す矢印などがございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで、実際に、中央線また外側線等が消えているあるいはほとんど見えない箇所が何か所かありますが、これらについてはどのように把握自体をしていますでしょうか。

○山根生活安全課長

地元要望や教育委員会で開催される通学路合同点検会議での要望、そして職員巡回などで把握をし、これらを基に、通行量なども勘案して、毎年度工事請負費として予算要求し対応しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これについては、特にこちらのほうで調査するというよりも、いろいろな形で要望があったり、またそういうときに対応するというので理解いたしました。

具体的にですけれども、令和6年度に引き直しを予定している長さは何mあるでしょうか。また、令和7年度以降はどのような対応になりますでしょうか。

○山根生活安全課長

今年度に予定している区画線の引き直しの長さにつきましては、浅江四丁目から六丁目の相生高洲線、島田二丁目の島田中央線、室積新開二丁目の松原海岸線、新開江ノ浦線など、幅15cm換算で約4,000mを予定しております。

次年度以降につきましても、先ほど申し上げましたとおり、地元要望や教育委員会で開催される通学路合同点検会議での要望、そして職員巡回などを基に、通行量なども勘案して、工事請負費として予算要求していくといった対応となります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。来年度以降につきましては、計画的というより、実際に要望等あったのを勘案しながら決定されるということで理解をいたしました。

実際にこの白線を引く費用なんですけど、1mあたりおおよそどのぐらいになりますでしょうか。

○山根生活安全課長

工事施工時における交通規制等の状況に応じて多少の上下はありますが、昨年度実績では、幅15cm換算で1mあたりおおむね1,200円程度でございました。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それと、実際に道路交通法に基づく停止線や止まれの標示が消えていまして、道路標識だけでは見落としをしまい、事故や危険な状態が発生していることもあります。

これは公安委員会の対応ですが、市道の安全確認の点からも、光市としてはどのような対応をしていますでしょうか。また、そのような標示があった場合の発見はどこに通報すればよろしいでしょうか。

○山根生活安全課長

信号機、横断歩道、規制を伴う道路標識や道路標示などの交通安全施設は山口県公安委員会が所管し設置や維持管理をしておりますことから、窓口的には光警察署交通課に御連絡いただければと思います。

なお、生活安全課からも、交通安全対策の中で必要に応じ光警察署交通課へ情報提供

を行い連携を図っておりますが、窓口の警察署交通課からは要望時には地元などの利用者からの御意見等を詳しくお伺いしたいとの意向がありますことから、警察署へ直接御要望いただくよう御案内をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。警察のほうに連絡ということで、確認いたしました。

それから別件ですけれども、現在、各窓口でキャッシュレス決済が行われておりますけれども、市民課での手数料等の支払いについて、全支払いのうち、クレジットカード、電子マネー、またコード決済の割合をお示してください。

○小熊環境市民部次長

キャッシュレス決済サービスにつきましては、ゴールデンウィーク明けの5月7日から開始をしたところで、市民課では戸籍住民係の窓口で利用ができます。

決済方法別の利用割合についてのお尋ねでございますが、8月末までの累計で申し上げます。市民課の取扱い件数全体に対しまして、ペイペイなどのQRコードが8.1%、WAONなどの電子マネーが2.8%、クレジットカードが1.9%となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。全体としましては10%程度の扱いということで確認をいたしました。

それで、具体的に、キャッシュレス決済について、窓口に来られた市民及び対応した職員の感想や意見などがありましたらお示してください。

○小熊環境市民部次長

利用者の反応ということでございますが、これは非常に好評でございます、「市役所もキャッシュレスになったんですね」、それから、「便利になりましたね。次は利用します」などにこやかに声をかけていただくことも多く、また、中には、「市も進んだもんじゃね」と笑いながら言われる方もいらっしゃいまして、市の職員としては喜んでいいのかどうかと、リアクションに困ったものもあつたというふうに報告を受けております。

また、職員のほうなんですけれども、「現金での支払いや手数料の受け取りなどが円滑にできるようになった」、それから、「日々の手数料の受取額やお釣り用の現金の残額の確認が簡素化された」、「集計の正確性がより高まった」などの意見がございまして、業務の効率化につながっているものというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。来られた市民の方もあるいはまた職員の方についても非常に有効な手

段であったということが確認できました。ありがとうございました。

○中本委員

それでは、街路照明適正化事業の進捗状況についてお聞きをいたします。

令和3年の10月から、危険街路照明の計画消灯や撤去に取り組んでおられるというふうに思っております。

今、全国で、高さ10m以上の街路樹が倒れたり、危険な照明もあるようであります。そういう報道があることによって、光市は計画消灯の貼り紙をつけたまま、ある程度数年が経過しております。市民の不安の声を寄せられておりますので、撤去の予定を再度確認をさせていただきたいと思っております。

○山根生活安全課長

光市街路照明推進協議会や生活安全課で維持管理を行っている街路照明は、令和2年6月時点で約500基ございました。このうち、令和3年10月から100基余りの計画消灯を実施しておりますが、令和4年度に計画消灯箇所を除く街路照明について、倒壊防止対策のため、支柱の点検・診断調査を実施し、緊急性が高い「4」と判定されたものが協議会管理分、生活安全課管理分、合わせて16基ありましたことから、それらも含め令和5年度中に21基の撤去をするなど、これまでに29基の撤去を完了しております。今年度は、協議会管理分、生活安全課管理分、合わせて70基程度の撤去を計画しております。

緊急性の高いものについてはおおむね撤去できておるものと考えておりますが、大多数が相当な年数を経過しておりますので、次なる計画消灯も含め、年次的に撤去してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

かなり老朽化しておりますので、倒壊の危険があるということは市民の人もよく分かっておると。県道の歩道側についておりますので、歩道を歩いている方たちが、大丈夫かねというような声も聞いておりますので。

令和2年の6月時点で500基という数字でありました。今年度は予定どおり70基程度の撤去を計画しているということではありますが、緊急性の高いものということではありますが、老朽化は非常に危険でありますので、ある程度もう一回把握をしながら、早く撤去できるような体制をする必要があるんじゃないかなど。事故があつて撤去ということではないように、できるだけ計画性を早め、そして計画消灯も含めて年次的に撤去することをぜひお願いをしておきます。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第58号 令和6年度光市一般会計補正予算(第3号)〔所管分〕

説 明：秦消防担当課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

それでは、質問いたします。

投光器と発電機と言われたと思うんですけども、それらを選択した理由について、あと、地域は塩田地区、東荷地区でよかったですでしょうか。確認のため伺いました。お願いします。

○秦消防担当課長

ただいま消防団の資機材についての御質問などいただきました。

まず、消防担当部では、人口密度や建築密度などを踏まえてそれぞれの地区の特性に応じた資機材を選定することとしており、また配備しているところであります。

このたび、投光器、発電機を選択した理由といたしましては、近年の自然災害の頻発化や発生が危惧されております南海トラフ巨大地震、これらに備えるため、消防団員が夜間や暗所においても円滑に活動することができるよう選択したものでございます。

なお、配備先につきましては、委員御案内のとおりでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

人口密度や建築密度などを検討しながら、また夜間に活動できやすいようにということで投光器と発電機と、今、確認しました。また、南海トラフの地震に備えてということで、よかったと思います。しっかり活用していただきますようお願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○仲小路委員

それでは、数点の質問させていただきます。

毎年度、光市総合防災訓練が実施されています。参加については関係各所をお願いしているような状況でもあります。

そこで、市民の皆さんが積極的に参加いただけるよう、また子供も一緒に家族で参加できるような楽しみや遊びの企画を取り入れてはいかがでしょうか。例えばキッチンカー、また焼き芋コーナーなどの食べ物の提供、また子供にも興味を持てる体験コーナーなどを取り入れて開催することは検討できないでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

それでは、市総合防災訓練につきまして説明させていただきます。

市の総合防災訓練につきましては、市と防災関係機関、あとは協定事業所等多くの関係者の参加をいただき、実働的かつ総合的な訓練メニューを設定して実施しております。

委員御提言の子供向けの企画に関しましては、今月開催される光まつりにおいて防災危機管理課としてブースを出展し、これまでと同様に、お子様連れの御家族をターゲットとした防災クイズの企画を用意しているところでございます。

また、各学校へ出向き、避難所設営の体験や自主防災組織アドバイザーである防災士の派遣による講座など、子供たちにも防災を身近に考えていただけるよう工夫しながら実施をしております。

今後も、光まつりや消防まつりなど、各イベントへの出展などを通じて、御家族で防災について考えていただく機会をつくってまいります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。実際に防災訓練への参加について、なかなか参加ができにくいという、参加するのが少ないという状況もありますので、防災訓練の中にそういうふうなコーナーを設けるとかいうことについてはいかがでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

防災訓練のメニューにつきましても、今後も引き続き多くの市民の皆様に参加いただけるように、内容等も検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。よろしく申し上げます。

それから、現在、光市のマイ・タイムラインというものですが、これが記入できる用紙はA1サイズの高潮ハザードマップの中に記入されております。実際に、A1サイズという取扱いに不便なサイズではないかと思えます。

そこで、各人がお互いに持ち寄るなどして話し合いながら記入したり、他の人の内容を参考にするなど活用しやすくするために、コンパクトサイズで厚めの用紙のものを使用したタイムラインを作成することはいかがでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

マイ・タイムラインについて御説明をさせていただきます。

マイ・タイムラインは住民一人一人のいわゆる防災行動計画であり、災害に備え、あらかじめ家庭等で標準的な防災行動を話し合い、それを時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助として事前に用意しているものになります。

そのため、基本的にはマイ・タイムライン自体を持ち運ぶことは想定していないため、市では、委員仰せのように、高潮ハザードマップにて提供しております。このため、現状、持ち運べるマイ・タイムラインの作成については予定をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それにつきましては、また今後の検討の材料としていただければと思います。

それから、防災情報の伝達については、防災行政無線のほかにLINE公式アカウント、メール配信サービス、また防災情報電話通知サービス、防災広報ダイヤルなどがありますが、これらを活用して多くの市民に情報が伝わるように推進する必要があります。

その中でも、LINE公式アカウントは非常に有効な伝達手段です。これについて、現在、各出張所の窓口にはパンフレットが置いてありますが、積極的に声をかけて登録の推進、さらにはサポートの対応はできないでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

公式LINEの活用について御説明いたします。

公式LINEの活用は、情報伝達手段の一つとして非常に重要なツールの一つと認識しており、出前講座や各種イベントにブース出展した際などには、職員による登録の呼びかけや登録に当たっての支援をさせていただいております。

出張所等の窓口での積極的な声かけや登録支援に関してですが、実際に出張所等では幅広い分野における窓口業務を担っておりますが、メールやLINEのともだち登録に関しましても、出張所等の窓口で依頼された場合には登録の補助等を支援しております。

以上でございます。

○仲小路委員

依頼されたらやるということですが、できる限り、実際に登録ができないという、自力ではできないという方も結構いらっしゃると思いますので、その辺の対応ができればというふうに思います。

また、実際に受信設定をする場合に、先ほどもありましたが、防災情報にチェックしなければ、防災情報が届かないようになっております。知らないままチェックしない、チェックなしになっている場合もあり、チェックするような確認の声かけをはいかがでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

LINEのともだち登録者に対しての防災情報へのチェックをお願いできないか、また初期設定としてチェックを入れておくことが可能かというお尋ねについてでございますが、まずはそうした取組が可能かどうかについて、他部署とも協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これにつきましては、また情報DX推進課との調整も必要ですので、よろしく申し上げます。

以上です。

○西村委員

それでは、何点かお伺いをいたします。

防災庁舎や総合防災情報システムが稼働したことによって、市としての防災力というものは全体として向上しているものであるというふうに思っております。

こういった大きなところの整備が終わったら、やはり今度は地域との連携であったりというものを強化していく、見直していく必要があるというふうに考えているんですけども、このたび様々警報を発令するのに、自主避難を発令した際には、各自治会あるいは連合自治会、自主防災組織等、このあたりの連携というのは現在どういうふうになっているのか、その辺りをお伺いいたします。

○海老本防災危機管理課長

自主防災組織に関しては、基本的には自治会単位または連合自治会単位で組織化されているところが大半ではありますが、地域の共助を担う自主防災組織との連携は本市の防災力に欠かせないことから、研修会や活動補助制度などの御案内などを通じて、日頃から連携を図っております。

お尋ねの自主避難所開設の際の自主防災組織等との連携につきましては、避難所開設情報について、メールアドレスの登録を申し出ている自主防災組織の代表者の方に事前にメールによる情報提供を行っており、率先して避難行動につながるよう連携しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

この自主防災組織については、市内でもかなりの件数、100を超える件数があったというふうに認識をしておりますので、今後、具体的にどういった連携をしていくか、今、情報の提供をしているというところかと思っておりますが、研修等もそうですが、より緊密な連携を取れるように、私も先進事例等々調べて、またこの場で取り上げられるようなことがあったら、また取り上げて相談していきたいと思っております。

それから、避難所の運営の実態についてちょっとお伺いをするんですが、とある市民

の方から、避難所によって対応が違うといったような趣旨のお話をお聞きすることがありまして、その方いわく、食事が出る避難所とそうでない避難所があるとか、毛布というか、ブランケットだったり、そういった必要なものは自分で持ってくるのか持ってこないのか、そういったような話を聞くことがあるのですが、実際にそんなことがあり得るのかどうか。そんなことないんじゃないかなとは思いますが、そんな対応の違いが発生する場合というのがあるのかというのをちょっと確認をしておきたいと思います。

○海老本防災危機管理課長

避難所における対応の違いについて御説明いたします。

開設する避難所ごとに提供する物資が異なるということはございません。自主避難所開設の場合と高齢者等避難や避難指示など、市が避難情報を発令した際の避難所の開設の場合で運用が変わってまいります。

詳しく申しますと、避難所での物資等の提供に関しましては、自主避難所の場合は一時的な場所の提供となりますので、基本的に食料等の提供は行わず、御自身で必要なものを準備していただくこととなります。

一方、高齢者等避難や避難指示などの避難情報を市が発令した際には、市の責任において避難者への食料品の提供や毛布の配布等を行うこととなります。

なお、先月の台風第10号での高齢者等避難を発令した際にも同様の対応を取ったところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。今のお話を聞くと、自主避難所開設をする場合と、もう一つ進んだ高齢者等避難が発令された場合、その地域に発令されている状況によって避難所の開設状況が違うということで理解をいたしました。

ちょっとその辺り、勘違いが起こっているのかどうかよく分からないですが、私も含めて、そういった認識で周知をしていきたいと思っておりますので、こういった勘違いが起こらないように、当局としても情報の周知を再度丁寧に行っていただくようお願いをいたしたいと思っております。

それから、こういった今の高齢者等避難が発令された際に、避難所までそもそも行くのに距離があって自分では行けないといった場合のよく相談や声をお聞きするんですが、市としてはどういったような対応を推奨しているというふうに周知を図っているのか、その辺りをお伺いできればと思います。

○海老本防災危機管理課長

避難所まで距離がある場合の対応方法について御説明いたします。

避難場所については、御家族や友人、知人等が近くにいらっしゃる、そのお宅が安全な場所であれば、そうした場所へ避難していただくことも有効な手段と考えております。

また、市が開設する避難所については、まずは事前に自主避難所の開設を行っており

ますので、避難所への移動に時間を要するといった不安のある方については、基本的には自主避難所開設の際に避難所へ移動していただくよう御案内しております。

市としましては、今後も引き続き、御自身の避難場所への移動手段、経路についてあらかじめ考えておくなど、平時からの備えについて、広報紙や出前講座など様々な機会を通じて普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。ある程度、自分で備えておくというのが大前提になるということは理解した上で、先ほども言ったように、自主防災組織との連携というか、やっぱりそういった組織であったり自治会のほうがそういった状況というのはより詳細に把握しているケースというのも過分にあるというふうに思いますので、自主防災組織、自治会というところに対しての周知というのもうまく活用して、避難に時間がかかるとか避難が難しいという方には近隣の方に協力していただけるように、自主防災組織、自治会に働きかけを市のほうから行っていくというのも一つ有効であるというふうに考えられると思いますので、その辺りはお願いをしておきたいと思います。

また、場所によっては民間事業所などに受入れを行ってもらっているような、そういったような連携協定先というものも引き続き協力していただけるところを見つけるように執行部としても働きかけをしていただけたらと思いますので、お願いをしておきます。

それから最後に、全然別件で御質問なんですけれども、このたび10月の20日に告示をされる光市長選挙並びに光市議会議員一般選挙に向けて、投票率の向上に選挙管理委員会の皆様も様々取り組んでいることというふうに思いますが、今年度の取組として、具体的にはどういったことに取り組んでいるのか、その辺りをお伺いいたします。

○松村選挙管理委員会事務局長

10月に執行予定の光市長選挙及び光市議会議員一般選挙の投票率向上に向けた取組につきましては、今まで実施しております高校生を期日前投票所の立会人に選任することに加えて、2つの高等学校において期日前投票所を設置する予定としております。

この期日前投票所の設置に向けて、今年度は6月に1校、7月に1校で模擬投票を含めた選挙出前講座を実施いたしました。また、高等学校には、啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布、期日前投票当日の啓発放送の実施をお願いしております。

また、今年は光まつりに参加し、ブースを設けて、市長選挙及び市議会議員一般選挙の啓発活動に取り組む予定としております。

そのほかに、今回は市内のスーパーを対象に啓発ポスターの掲示と店内放送のお願いに伺い、協力依頼を行っております。

なお、最近継続して実施しております選挙管理委員会委員が企業を訪問し、啓発品等を配布し、投票参加の呼びかけを行う活動につきましても実施する予定としております。以上です。

○西村委員

分かりました。なかなか投票率の向上というのは難しい問題、課題であろうかというふうに思います。

前回の、さきの議会でも答弁いただいたように、期日前投票所を高校に設置をすること、あとは商業施設へのポスターの掲示あるいはそういった放送にも御協力いただくというようなことで、選挙管理委員の皆様が積極的に取り組んでいただいているというふうに思いますが、簡単に上がることでもないというふうに思う側面もありますので、今後の取組として、やはり以前から出ているように、商業施設への期日前投票所の開設であったり、先進事例では、デマンド型で投票所自体の機能を車の中に設置をして必要なところに移動していくというような先進事例があるところもあつたりします。

そういったところとか、投票所と併せてマルシェだったり、選挙バルのような開催をしている事例もあつたりするようですので、本当にこの投票率の向上というのは光市だけの問題ではなくて、全国各地様々なところでいろんな取組がなされておりますので、そういった先進事例も研究をしていただいて、また今後の投票率の向上に向けた取組をしっかりと研究して、お願いをできればというふうに思います。

以上です。

○西崎委員

今回の選挙、新しい取組として、市内2つの高校での屋外での期日前投票所を設置するというので、テントの賃借料が予算として上がっております。これにつきましてちょっと質問があるんですが、期日前投票所を高校の、これ、屋内は断られたという話を聞いておりますので、屋外にテントがあると。これは、開所日は1日のみでしょうか。どうでしょう。

○松村選挙管理委員会事務局長

屋外での期日前投票所については1校で実施することとしておりまして、1日のみであります。

以上です。

○西崎委員

2つ高校があるんですけど、1校のみ、1日期日前投票所を設けると。そうすると、ほかの1校は、これはやらないんでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

もう1校につきましては、屋内で実施することとしております。

以上です。

○西崎委員

そうですか。

それと、屋内でやる高校につきましての期日前投票所の開設は1日のみでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

1日のみです。

○西崎委員

時間は何時から何時まで開いておりますでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

屋内のほうにつきましては、12時半から17時までとなっております。

以上です。

○西崎委員

屋外も同じですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

屋外については、12時から16時50分までを予定しております。

以上です。

○西崎委員

分かりました。

○林委員

すいません。防災力の向上という点から、1点御提案したいなと思っております。

最近ちょっと地震が多かったり、いろんな被害が出てきて、特に8月8日の日向灘地震のときはとても怖かった記憶がございますので、これは全てではないんですけど、私どもは防災関連の商品とか、すごく自分が備えていると思っておりますけれど、これは提案として、店舗に防災関連商品のコーナーを設けてはいかがだろうかと思って。いわゆる1か所にあるということで、大型店舗とかのコーナーに防災グッズとか食品の展示販売をしていただく、置いていただくということで、私どもも備えをしなきゃいけないというのを身近に感じて備えていくのではないかと。

日常的に市民が利用できるように、そういうことを市のほうからというのは難しいかも分かりませんが、これ、私なんかの単純な考えかも分かりませんが、日常的に使用できるものをコーナーに展示する、防災に活用できることを知っていただく場となり、必要性は高いと考えられますが、課題としては、光市防災所管が販売関わることはできないでしょうけれど、今、市内のスーパーとか大型・小型店舗に備えていただく要請というんでしょうか、要望していただけないでしょうか。考え方が違っていたら大変恐縮でございますけど、お考えをお願いいたします。

○海老本防災危機管理課長

企業等に対しての防災コーナーの設置の働きかけについて御説明いたします。

ホームセンター等の店舗では、梅雨や台風シーズン等を見越して、自発的にそうした防災グッズ等のコーナーが設置されていると認識をしております。

しかしながら、利益を追求する民間事業の取組となるため、委員も今、御指摘いただきましたけども、市からは防災コーナー設置の働きについては現状難しいと考えております。

なお、市が協定を提携している事業所のうち、協定内容に防災に係る普及啓発に関する協力が含まれている事業所もございます。そちらに対しては、引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。やっぱり今おっしゃったように、いわゆる、いろんなところとそういうふうに啓発というんでしょうか。私どもが身近に地震が起きたときに感じて、備えていかなければいけないという危惧はしているんですけど、ついつい安易に考えてしまったりしますので、今おっしゃったようにいろんなところと、連携していらっしゃるところとも、いざというときの備えと、安心します防災グッズとか食品とかが置いてあると、私どもも手近に私どもが備えていかなきゃいけないなということになっていくと思い——言い方、ちょっとすごく必要以上に同じことを繰り返しているかと思えますけれど、協力体制のあるところに今お声をかけていただけるということもありましたので、これからもしっかりとそういうところに安心、安全を光市民のためにも協力していただけるようお願いしてほしいなと思っております。よろしく願いいたします。

○早稲田委員

では、質問します。

消防団活動支援システムの消防団員の登録状況を教えてください。

○秦消防担当課長

それでは、消防団活動支援システムの消防団員の登録状況についてお答えをいたします。

消防団活動支援システムは、4月からシステムの構成などを進め、6月から運用を開始したところでございます。

直近の消防団員の登録状況を申し上げますと、スマートフォンを所持しておられる479人のうち、445人が登録を完了している状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

479人のうち445人が登録ということですか。

こちらのシステムについての活用実績がありましたらお示してください。

○秦消防担当課長

活用実績についてお答えを申し上げます。

消防担当部では、6月の運用開始以降、災害現場での熱中症対策の徹底や大雨等に伴う自然災害の警戒に関する情報提供など、計13回ほど活用しております。

このほか、このシステムにはチャット機能やスケジュール管理機能等を備えておりますので、分団ごとに訓練日の調整でありますとか連絡でありますとか、適宜活用している状況でございます。

なお、運用開始以降、消防団を招集する規模の災害が発生しておりませんので、出動に関する活用実績はこれまでにはございません。

以上でございます。

○早稲田委員

13回活用しているけれども、火災等の災害は起きていないため、そういったことではいいことですが、使う事例がないということで、いいことだと思います。

なかなか最初は、こういう新しいシステムには使う側は慣れてこないと思うんですけども、だんだん慣れて活用が盛んになったら、連絡が行き届けばいいなと思っておりますので、引き続き、皆さんに推進していただきますようお願いいたします。

続きまして、防災についてお尋ねします。

タオル等で無事を知らせる訓練についてお尋ねします。

泉佐野市や倉敷市などでは、防災訓練の一つとして、安否確認のためのタオル等を使った訓練を実施しています。訓練内容は、想定された災害発生に基づき、各家庭において、まず自身の身の安全を確保し、さらに家族の身の安全を確認した後、9時までにタオル等を玄関先、ドアノブなどに掲げるものです。そして、午後、民生委員や自治会長、班長などが安否確認を想定したタオルの有無を確認します。市民全員参加を目標としています。

光市では、災害に備えるため、情報伝達等は推進していることと思いますが、災害が起きたときの訓練の一つとして、安否を知らせるタオルの訓練も行うというのはいかがでしょうか。どうお考えか、お示してください。

○海老本防災危機管理課長

無事を伝えるタオルを使用する訓練についてお答えいたします。

大地震が発生した際に、救助者が最初に行うのは安否確認と救助であり、委員御提言の無事を伝えるタオルは、タオルを玄関などの分かりやすい場所に掲げておくことで、我が家は無事だからほかの人を助けてあげてほしいという目印となり、その結果として安否確認がスピードアップし、助かる可能性のある人が増えていくことに期待されるものと認識をしております。

しかしながら、委員御案内のように、市全体での実施については、一定の財政負担も

あるなど様々な課題があり、現状難しい側面もあると考えております。

まずは、先行自治体などの情報を収集してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

今の答弁にありましたように、市全体と行うとなると財政負担ということで、実際に行っている地域においても、市全体のところは1つで、あとは地域単位とか自治会単位で行っているようでございます。

この訓練の必要性としましては、通年の防災訓練ではいつも同じ人が参加している、男性の高齢者が多い、訓練内容のマンネリ化、市民の防災意識が全体的に薄いと思われるなどの課題があると考えます。

この訓練では、市民全員がタオル等を一斉に掲げることで、在宅のまま防災訓練に参加でき、各家庭への周知や防災意識の程度も検証できます。

そして、課題としては、先ほど言われましたけれども、各家庭におけるタオル等の準備をどうするのか、泉佐野市のように、全戸配布、敬老の日の祝い品として配布などもあるんですけれども、そういったところ、また、もともと持っているタオルでは色を決めるとか文字を書くなど、それで確認をするなどの少し準備が必要となります。

また、実施に向けて、市の広報紙やホームページなど周知徹底、一軒家、アパートやマンションなどタオル等をかける場所の検討、確認者、自治会長や班長、民生委員の検討なども必要となってきます。

さらに、市民全員参加に至るには、クリーンアップ作戦のように、毎年恒例行事として実施するのが効果的ではありますが、浸透するには時間がかかると思われます。

ただ、新しい訓練の一つとして、自治会単位等でもできるように検討していただければと考えております。ぜひ、御検討をお願いしたいと思います。

私のほうは、この提案ということで終わります。